

地域未来投資促進法に係る 地域経済牽引事業計画 作成について

地域未来投資促進法（平成29年7月31日施行）のポイント

- ・地域の特性を活用し、高い付加価値を創出する「地域経済を牽引する事業（地域への経済波及効果が期待できる事業）」を実施する民間事業者の支援
- ・サービス業等の非製造業を含む幅広い事業を対象とした支援措置を講じます
- ・国の同意を受けた基本計画（静岡県・静岡市・浜松市が作成）に基づいて、事業者が地域経済牽引事業計画を県が承認 ※静岡市・浜松市は、権限移譲により市が承認

地域経済牽引事業計画作成のためのポイント

静岡県の6つの基本計画に合致する事業かどうか

付加価値創出額が4,754万円を上回る設定が必要

実施計画期間は、5年を超えない範囲で事業者が任意設定

静岡県基本計画に設定された「経済的効果」から目標設定

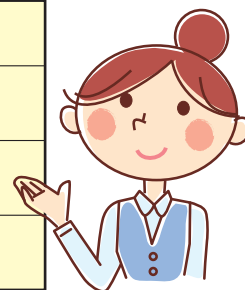


事業計画が承認された場合のメリット

1. **減税**（国への確認申請が必要ですが、設備投資に対する税額控除や特別償却がある）

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を 満たす場合	50%	5%
建物・付属設備・構築物	20%	2%



2. **国補助事業の優遇等**（国補助事業の必須条件であったり加点要素となる）
3. **助言**（事業化戦略や販路開拓等、海外市場にも長けた専門家による無料アドバイス）
4. **その他**（特許料（中小企業者の場合）、地域団体商標の登録料等の減免措置）

